

# 確定申告のポイント

②

農業収入と一言でいっても、ただ代金預金振込額を計上すればよいわけではなく、いくつか注意が必要だ。

所得税法では、収入金額は「その年において収入すべき金額」と定められている。また、必要経費は「所得の総収入金額にかかる売上原価その他総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする」とされている。よって、収入金額は、手数料や運賃等を差し引く前の金額（総額）としなければならない。一方、手数料等は必要経費として費用になり、原則として両建て処理となることに注意が必要だ。

また、農産物（米、麦その他一定のもの）を収穫した場合には、その収穫時におけるその農産物の価額に相当する金額が事業所得の金額の計算上、総収入

## 運賃等引く前の総額

金額となる。家事消費した場合にも事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入しなければならない。ただし、この場合には、前述の取得価額と通常の販売価額の70%とのいずれか多い金額とすることができる。

友人等に贈与または通常より安く販売した場合についてはどうだろうか。贈与については、家事消費と同様、原則通常の販売価額であるが、取得価額と通常の販売価額の70%とのいずれか多い金額とすることができ、低額譲渡（通常の販売価額の70%未満の対価の譲渡）の場合は、原則「通常の販売価額―譲渡対価」であるが、「通常の販売価額×70%―譲渡対価」とすることができる。低額譲渡の場合には、取得価額との比較は行わないことに注意が必要だ。

## 農業収入の注意点

では、国等から補助金を受けて耕作機械等を購入した場合、この補助金は総収入金額に算入しなければならないのか？ 答えは、「総収入金額不算入」。国庫補助金等は本来、収入金額であるが、課税してしまうと税金分だけ取得資金が不足し、交付目的資産の取得ができなくなるため、総収入金額不算入とする。なお、総収入不算入額を、取得資産の取得価額から控除することにより、減価償却期間を通じて少しずつ課税される仕組みとなっている。

以上のように、収入金額、必要経費に算入すべき金額は、それぞれ所得税法だけでなく通達の適用がある。表にまとめたものを参考にして申告に備えておくとういだろう。

## 特殊なケースで農業収入とされる金額

	原則	特例
家事消費	通常の販売価額	取得価額 通常の販売価額 × 70% } いずれか多い金額
贈与	通常の販売価額	取得価額 通常の販売価額 × 70% } いずれか多い金額
低額譲渡	通常の販売価額	譲渡対価 通常の販売価額 × 70% — 譲渡対価

（ランドマーク税理士法人代表・清田幸弘）